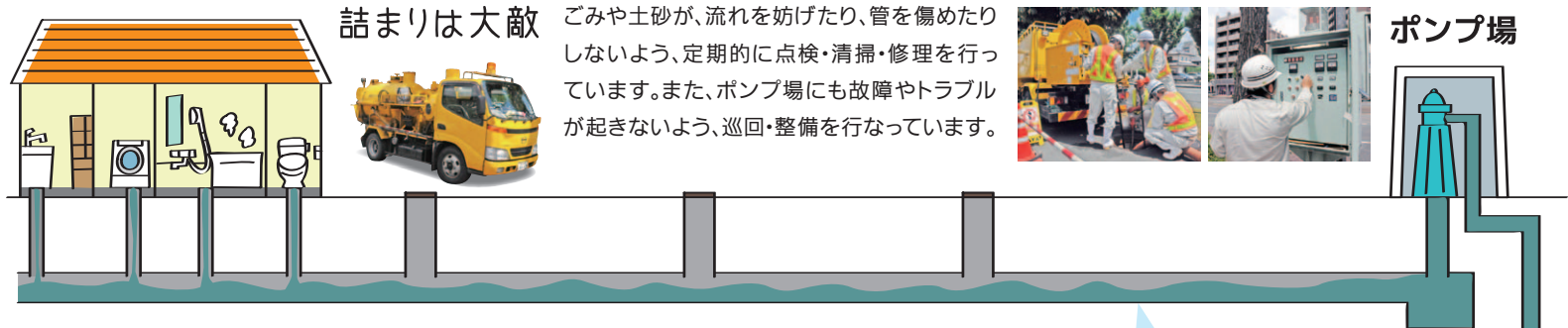


使った水をキレイにして還す / 熊本の水環境を守る下水道

VOL.4

9月10日(日)は「下水道の日」。立春から数えて220日目にあたる9月10日頃は台風が多く「220日(にひゃくはつか)」と呼ばれています。そのことにちなんで、下水道の大きな役割のひとつである「浸水の防除」を念頭に定められました。下水道の日を機会に、下水道の役割や下水道の正しい使い方について考えてみませんか。



台所では油や生ごみを流さないで!

料理で使った油や生ゴミを台所から流すと下水道管内で油が固まり汚水がスムーズに流れなくなります。悪臭や詰まりの原因となりますので、流さないでください。油は紙でふき取ると節水にもなります。

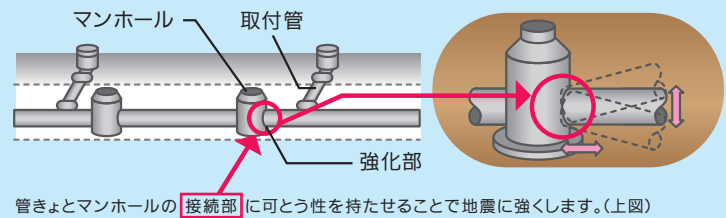


下水道の地震対策

平成28年4月の熊本地震では、下水道管の流下機能は確保したものの多くの被害を受けました。熊本市では、平成24年度に策定した「熊本市下水道総合地震対策計画(第1回変更)」に基づき、防災対策(下水道施設の耐震化)、減災対策(マンホールトイレの整備)に対して、今後も継続的に耐震化に努めてまいります。

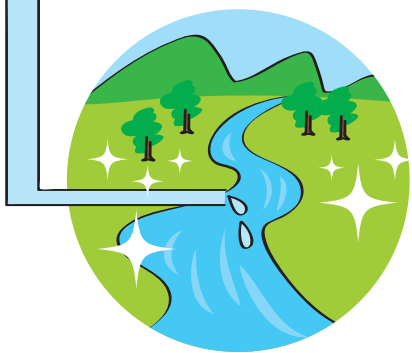
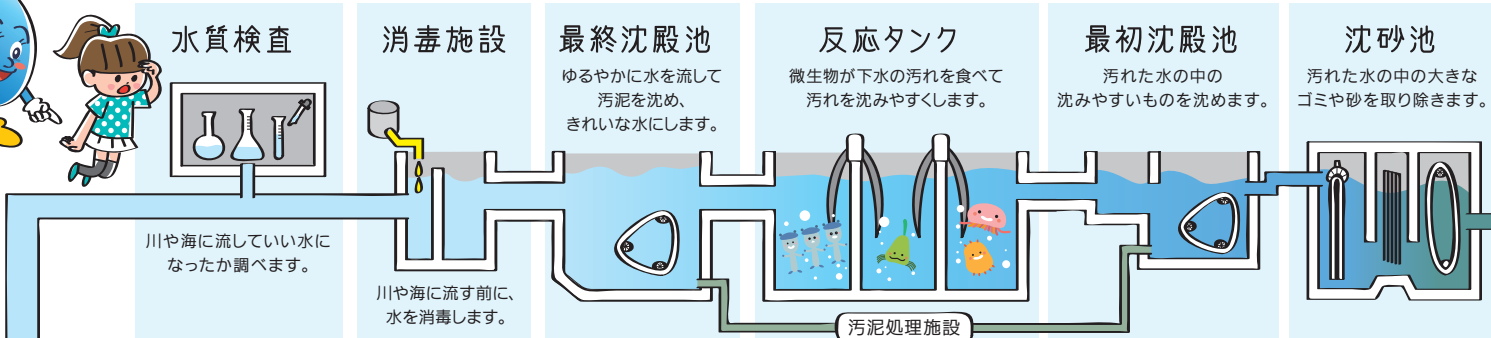


テレビカメラ調査等により、管きよの状態を調べています



トイレでは溶けない紙などを流さないで!

紙おむつ・ティッシュペーパー・ゴミなどを流すと、下水道管が詰まり、トイレが使えなくなることがあります。トイレットペーパー以外のものを流さないでください。



24時間動き続ける浄化センター

熊本市内で排出された汚水は、市が管理する中部・東部・南部・西部・城南町の5ヶ所の浄化センターと、県が管理する熊本北部浄化センター、宇土市が管理する宇土終末処理場下水道で運ばれます。各浄化センター・終末処理場では、運ばれてきた汚水をキレイにし消毒・滅菌して海や川にかえす水処理と、その処理過程で取り除かれた汚泥を貴重な資源として100%リサイクルする汚泥処理を、昼夜を問わず24時間休みなく行っています。

水道・井戸・温泉水などを使用し下水道へ流されている方は 上下水道局への届出が必要です

ご家庭で生活用水(トイレ・風呂・炊事・洗濯等)として使用された水道や井戸水などを下水道へ流される場合は、上下水道局への届出が必要です。また、水道水と井戸水などを併用して使用されている場合は、水道水と井戸水などの合計使用水量について下水道使用料のお支払いが必要です。届出をされていない方は、下記までご連絡をお願いします。 ※上下水道局でも未賦課の調査を行っています。

☐連絡先/料金課(賦課対策班) TEL:096-381-0447/FAX:096-381-1119

※下水道は公共施設なので、下水道を使用した時点からお支払いが発生します。また、使用料は公的な債権になりますので、地方自治法236条の規定に基づき、5年間は債権が残ることになります。上下水道局では、これまでお支払いいただいている方との公平性の観点から、使用開始日まで遡ってお支払いいただいております。(最大で5年分)

「り災減免の手続」お済みですか?

上下水道局では、熊本地震により居宅が半壊以上り災された方の水道料金及び下水道使用料の減免措置(1度限り)を行っています。

●必要なもの/り災証明書(コピー可)

※「り災による減免」と「基本減免(基本料金・水量10立法メートル減免)」の併用は行いませんのでご了承ください。

※り災証明書を取得次第申請してください。

☐お問合わせ/料金課お客さまセンター TEL:096-381-1118



皆さまに納めていただく下水道使用料は、ご家庭や事業所などから排出された汚水を、きれいな水にして河川等に放流するための経費や下水道管の清掃・維持管理などに充てられています。